

定期報告対象特定建築物一覧表

	建築物の用途	建築物の規模(※1)	報告時期
(1)	劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 地階(※2)で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ハ 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が 200 ㎡以上の建築物 ニ 当該用途に供する建築物で、主階が 1 階にないもの	【建築物】 5 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より 2 年毎) 【建築設備】 5 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より毎年) 【防火設備(※4)】 5 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より毎年)
(2)	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 地階(※2)で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ハ 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が 200 ㎡以上の建築物	
(3)	病院、診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(※3)に供する建築物	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 地階(※2)で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ハ 当該用途に供する 2 階の部分(病院、診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が 300 ㎡以上の建築物	
	政令第 115 条の 3 第 1 号に規定する児童福祉施設等(上記以外)		
(4)	旅館又はホテルの用途に供する建築物	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 地階(※2)で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ハ 当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 300 ㎡以上の建築物	
(5)	学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物	【建築物】 8 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より 3 年毎) 【建築設備】
(6)	体育館(学校に附属する体育館を除く。)博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物	8 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より毎年) 【防火設備】 8 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より毎年)
(7)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	イ 3 階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ロ 地階(※2)で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える建築物 ハ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の建築物 ニ 当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物	【建築物】 10 月 1 日から末日までの間 (令和 3 年より 2 年毎) 【建築設備】 10 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より毎年) 【防火設備】 10 月 1 日から末日までの間 (令和 2 年より毎年)

※1 避難階のみを当該用途に供するものを除く
※2 地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超え 200 ㎡以下の建築物については、階数3以上の建築物の場合に限る
※3 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げる用途
※4 建築物の定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

(報告時期、一部の用途及び床面積が 100 ㎡を超え 200 ㎡以下の部分については、習志野市建築基準法施行細則により指定)